

第20回
地方公共サービス小委員会
議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第20回 地方公共サービス小委員会議事次第

日 時：令和8年3月17日（火）13:57～14:50

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 市区町村における窓口業務の民間委託契約の競争性確保に係る調査(令和7年度調査)の報告
3. 公金の債権回収業務に関する法務研修（高知開催）の報告
4. 閉会

<出席者>

中島主査、石川副主査、石田副主査、川澤副主査、辻副主査
浅羽専門委員、柏木専門委員、和田専門委員

(事務局)

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中島主査 定刻前でございますけれども、皆様お集まりでございますので、第20回地方公共サービス小委員会を始めさせていただきます。これからの議事進行について、御協力をよろしくお願いいたします。

初めに、事務局で人事異動がございましたので、その人事異動に関係して、令和7年7月1日付、吉田事務局長、そして谷口参事官が着任をされていますので、順次御挨拶をお願いいたします。

○吉田事務局長 すみません。去年の夏でしたけれども、随分時間が経ってしまいましたけれども、事務局長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○谷口参事官 同じく時間が経ちまして恐縮でございますが、昨年7月に着任いたしました谷口と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○中島主査 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はお手元の議事次第のとおり、まず議事2、3について御議論をいただきたいと存じます。

それでは、議事2の「市区町村における窓口業務の民間委託契約の競争性確保に係る調査（令和7年度調査）の報告」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。それでは、議事2「市区町村における窓口業務の民間委託の競争性の確保に係る調査」について、御報告いたします。お手元の資料1を御覧ください。

まず、1ページ、本調査は地方公共団体における公共サービス改革の取組を可能とする環境整備の一環として、市区町村における窓口業務の委託契約について、競争性確保の観点から1者応札など契約状況を把握し、今後、同業務の契約事務改善の参考とすることを目的とし、実施したものです。具体的には、民間委託している窓口業務をはじめ、契約内容全般、委託契約に係る改善策、今後の窓口業務の方向性のほか、1者応札の事業者や応札しなかった事業者へのアンケート調査を行いました。なお、このような観点からの民間事業者も対象としたアンケートの実施は、今回が初の試みとなっております。

アンケート調査は、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」の令和4年4月1日現在において民間委託を実施していると回答した514の市区町村と、窓口業務の委託契約が2期以上1者応札が続く契約の落札者及び応札しなかった事業者を対象として、調査委託をした事業者が令和7年12月5日から令和8年1月30日の期間において電子メール等で実施いたしました。アンケートの調査項目は、市区町村に対しては市区町村で民間委託している窓口業務の概要、地方公共団体の改善策、今後の窓口業務の方向性など、民間事業者に対しては入札に参加した理由、今後の入札参加の意向、業務実施の体制、委託事業の改善点等としました。

次に、アンケート調査結果について御説明させていただきます。3ページを御覧ください。市区町村における窓口業務の民間委託の現状について、回答のあった382市区町村のうち、窓口業務の民間委託を実施しているのは272市町村でありました。20年通知上の

事項あるいは法特例での業務別の数は、図表2-1-1を御覧ください。

次に、5ページを御覧ください。民間委託している窓口業務の通算契約年数は、10年以上が36.5%で最も多いという結果でございました。また、次に民間委託している窓口業務の委託形態は、単独委託業務と包括委託業務がおおむね2対8の割合でしたが、2期以上1者応札となっている窓口業務の委託形態だけを見ると3対6となっており、2期以上1者応札となっている窓口業務のほうが単独委託業務の割合が多い結果となりました。

続きまして、6ページを御覧ください。契約方法別では企画競争入札が最も多く、次いで随意契約となっており、一般競争入札は総合評価落札方式と最低価格落札方式を合わせても15.3%で、2割にもなりません。また、一般競争入札の窓口業務のうち2期以上1者応札となっている業務の割合は14%でした。2期以上1者応札となっている業務のうち、契約金額別では1,000万未満が48.8%と、1,000万円以上1億円未満の30.4%が多くなっており、1億円未満が約7割となっていました。

窓口業務を民間委託している市区町村は、人口規模別では5万人以上20万人未満が47.1%、20万人以上50万人未満が23.2%となっており、5万人以上50万人未満の市区町村で約7割を占めていました。また、65歳以上の人口割合別では、20%以上30%未満が54.4%、30%以上40%未満が36%となっており、20%以上40%未満の市区町村で約9割となっていました。

続きまして、8ページを御覧ください。窓口業務の民間委託が2期以上1者応札となった市区町村の人口規模別の割合は、5万人未満が最も多く34.2%、次に5万人以上20万人未満の33.6%となっていました。窓口業務の民間委託における契約金額と市区町村の人口規模で見る分布状況では、2期以上1者応札となっている窓口業務は、人口50万人未満の契約金額1億円以下に集中していました。

9ページを御覧ください。続きまして、民間委託している窓口業務の入札説明会の実施の有無について、入札説明会を実施していた場合は10.9%が2期以上1者応札となっており、入札説明会を実施しなかった場合の24.9%よりも少ないという結果になりました。

続きまして、民間事業者の現状について御報告します。10ページを御覧ください。まず、本アンケートに回答いただいた1者応札となった窓口業務の受注者の売上げ規模としては、約4割の事業者が10億円以上100億円未満、または100億円以上でした。1者応札となった入札に参加した理由は、「事業内容が自社の希望する内容だったため」が74.4%、「事業実施場所が自社の希望する地域だったため」が72.1%、「当該業務の豊富な実務実績があったため」が62.8%でした。「他事業者等からの紹介があったため」や「確実な支払いのため」といった理由はなく、「知名度向上のため」といった理由については4.7%しかありませんでした。「地方公共団体から入札の案内があったため」が44.2%あったため、市区町村から積極的に公告しているという現状を見ることができました。なお、その他としては「専門性のある業務であるため、他に受注できるものがないため」

や「適正な委託運営のモデルとして、公共サービスに貢献するため」といった意見もありました。

1者応札となった窓口業務の受注者の次期の同内容の事業への入札参加への意向については、約9割が「積極的に考えている」と回答がありました。また、その理由としては「地方公共団体との信頼関係の維持のため」が78.4%と最も多く、次いで「業務内容に習熟し、令和8年度以降はこれまでより効率的に業務を進められるため」が73.0%でした。「継続して受注できる可能性が高いため」は62.2%で3番目でした。なお、その他としては、「業務従事者の雇用保持のため」や「他に入札できる団体がいないため」といった意見もございました。

1者応札となった窓口業務の受注者が、本件委託事業の入札に当たり委託元の市区町村と入札前に行った連絡としては、「入札の公告が行われる前に市区町村から見積り作成の依頼があった」が67.4%で最も多く、参考見積りの作成依頼が入札参加の意向に影響したものと考えられます。ほかの地方公共団体において本件委託事業と同内容の事業の入札が行われた場合の入札参加の意向としては、約7割が「積極的に考えている」または「やや積極的に考えている」と回答されました。一方、「やや消極的に考えている」または「消極的に考えている」といった回答については、1割未満という結果でした。

14ページを御覧ください。本件委託事業の市区町村において、本件委託事業とは異なる窓口業務の入札が行われた場合の入札参加の意向は、約6割が「積極的に考えている」または「やや積極的に考えている」と回答されました。1者応札で受注されている事業者は、ほかの窓口業務についても積極的に考えられているという傾向でございました。入札に当たっての人材の確保の時期については、「社内で入札参加を決めてから確保した」が30.2%で最も多く、次いで「公告を確認してすぐに人材を確保した」が23.3%となっており、半数以上の受注者が入札参加前に人材を確保しておりました。

15ページを御覧ください。落札後の業務実施の際の人材供給源は、自社の常勤職員または非常勤職員が共に55.8%で最も多く、アルバイトや派遣職員を上回っていました。シルバー人材センターの活用は1割未満という結果でございました。業務実施に向けた研修体制については、「落札前に研修を実施した」16.3%に対し、「落札後に研修を実施した」62.8%の割合が多い結果となりました。なお、その他としては「長年行っている公益事業のため、必要ない」や「落札の有無に関わらず、日頃から研修・講習会を実施している」といった意見もありました。落札後の業務実施に向けた研修内容については、個人情報保護研修が76.7%で最も多かったです。それ以外についても満遍なく実施されているという状況でした。

次に、今後の窓口業務の方向性について、17ページを御覧ください。競争性を確保するために効率的だと考えられる対策については、市区町村の考える対策の上位は「公告期間の確保・周知の強化」、「業務範囲の見直し」、「予定価格の適正化」となっており、一方、民間事業者の考える対策の上位は、「予定価格を高くする」、「仕様書等の情報量を増やす」、

「評価項目を明確化する」、「公告期間を長くする」となっていました。予定価格と公告期間については共通の課題となっていました。民間事業者は仕様書等の情報量や評価項目等、入札に関する情報も重視しておりました。

市区町村が現在実施している複数応札をするために工夫している対策については、2期以上1者応札のある市区町村では「公告期間の確保・周知の強化」が19.5%と最も多く、次いで「業務範囲の見直し」が13.0%、反対に「評価基準の明確化」が5.2%と最も少ないという結果でした。一方、2期以上1者応札のない市区町村では「公告期間の確保・周知の強化」が25.5%と最も多く、次いで「予定価格の適正化」が24.1%、「業務経験の緩和」が2.4%で最も少ないという結果でした。

2期以上1者応札のある市区町村とない市区町村では「公告期間の確保・周知の強化」が共通して多かったですが、次点以降はそれぞれ異なっておりました。なお、その他としては「現場見学会の実施」、「県内の同種の事業を受託している事業者への声かけ」、「業務範囲の限定」、「入札における最低制限価格制度の設定」、「電子入札システム導入」等があり、各市町村においていろいろな工夫をされているようでした。

19ページを御覧ください。市区町村が新たな発想による改善として検討しているもの、もしくは検討しようとしている対策については、「自治体DX推進計画の活用」が37.4%と最も多く、次いで「庁内業務の包括業務委託」で16.2%でした。「近隣自治体との共同処理の推進」は4.1%と少ないという結果でした。市区町村が新たな発想による改善を検討するに至った理由の主なものは表のとおりです。

「庁内業務の包括業務委託」は、「限られた経営資源で多様化・複雑化する市民のニーズに的確に対応する必要性があるから」といった理由がありました。「近隣自治体との共同処理の推進」については、「戸籍等に関連する問合せの大多数は市区町村別で区別を必要としない一般的な質問であるため、広域での一括委託が効果的である」といった理由がありました。「自治体DX推進計画の活用」については、「書かない窓口システム」導入を検討し、業務効率化や職員の負担軽減を図る」といった理由などがありました。

21ページを御覧ください。最後に、民間委託を終了し職員を活用しようと考えている市区町村について聞いたところ、該当する市区町村はほとんどありませんでしたが、その他として「委託内容の見直しを含め、DX・職員・委託のベストミックスを検討している」といった御意見がございました。

調査結果の報告としては、以上となります。今回の調査結果から競争性確保に関する課題として、構造的な1者応札の固定化、中小規模自治体・小規模契約での競争性不足、市区町村と事業者の認識ギャップなどが見えてきましたが、このうち令和8年度は民間事業者へのアンケート調査の拡大により、受注事業者の業務運営の実態や事業者が期待する入札要件の改善点などを深掘りして調査することで、競争性確保に向けての市区町村と事業者との認識ギャップを埋められないかと考えております。委員の方々の御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○中島主査 御苦労さまでした。非応札事業者に対する調査については、今回はなかなか回答いただけなかったということですか。

○事務局 はい。今回の民間事業者の調査対象につきましては、市区町村から応札者及び非応札事業者に調査の御依頼をさせていただいて、回答していただけると協力の了承を得られたところに対して調査をやるという設計にしていたのですが、やはり応札いただけなかったところについては快い回答はいただけなかった、もしくは応札していただかなかった業者の情報を整理していなかったといったようなことで、そういったところの調査がなかなかできなかったというところがございます。

○中島主査 御苦労さまでした。そういう前提で今調査の報告をいただきましたけれども、それでは、委員の皆様から御質問、また御意見を頂戴したいと存じます。恐縮ですが、挙手なりサインを出していただいで合図をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

石川委員、お願いいたします。

○石川副主査 御説明ありがとうございました。なかなか事業者にアンケート調査を心よく受けていただけなかったという背景があったことは承知した上で教えていただきたいことは、20ページに「戸籍等に関連する問合せの大多数は市町村別で区別を必要としない一般的な質問であるため、広域での一括委託が効果的である」ということを、自治体側のニーズがあったことがわかりました。事業者さんの中で、例えば広域というか、例えば東京都だったら杉並・世田谷・目黒とか近いところを一括で請け負っておられる事業者さんというのはあったかどうか、質問票にはなかったのかもしれないのですけれども、もしそういったところがわかると20ページのニーズに答えていける可能性があると思いましたので、御質問させていただきました。いかがでしょう。

○中島主査 では、事務局お願いします。

○事務局 事務局です。御承知のとおり、調査項目としては広域でやっているかどうかということについては調査しておりませんので明確には分かりませんが、調査に回答していただいた業者の所在地については、東京、大阪、兵庫など大都市の業者さんが、他県の市区町村の窓口業務の委託を請け負っているという案件が半数近くありましたので、そういった大きいところがまとめて受注することは可能ではないかと考えています。

○石川副主査 なるほど、ありがとうございます。そうすると、地域性というか、東京とか大阪などの比較的人口が多いところであれば対応できる業者さんもそれなりにいらっしゃるの、広域での一括の委託の可能性も高まるということですね。その一方で、やはり地方というか少子化・過疎化が進んでいるような地域は厳しい側面もありそうですね。ありがとうございます。

○中島主査 ありがとうございます。

それでは、浅羽専門委員、よろしく申し上げます。

○浅羽専門委員 御説明、どうもありがとうございます。質問なのですけれども、結論の小規模自治体の問題は私もそうだろうなと思うのですけれども、そのためのデータとい

うことで教えていただきたいのですが、図表2-1-7、7ページ、こちらに人口規模別で民間委託を実施している自治体、総数の中で大規模自治体、小規模自治体等分けられているのですけれども、これとは別に例えば50万人以上の市区町村が民間委託を実施している比率がどれぐらいなのか、逆に5万人未満の小規模自治体のところで民間委託をしているのはどれぐらいなのか、さらにはそれぞれ規模の大きい市区町村の中で、2期以上1者応札となっている自治体がどれぐらいあるのか、逆に5万人未満で頑張って民間委託しているけれども1者応札となってしまっているというのがどれぐらいの比率あるのか。大小は、恐らく感覚的には小さいところほど民間委託はなかなかできていない、あるいはできていたとしても1者応札になってしまっているということではないかと思うのですけれども、それはデータで確認することは可能でしょうか。

○中島主査 では、事務局お願いします。

○事務局 事務局です。確認ですが、回答いただいたところの中での割合ではなくて、全体でということですかね。

○浅羽専門委員 回答をいただいた中で、でもいいと思います。

○事務局 回答いただいた中で、50万人以上の自治体で民間委託しているうち2期以上1者応札がどれくらいいるかということですか。

○浅羽専門委員 はい。一方で、5万人未満のほうではどうなのかというようなことです。

○事務局 回答いただいている客体の中であれば、この数のうち2期以上1者応札となっている事業者の割合というのは、集計し直す、組替え集計すれば出すことは可能ですが、今の時点で集計はしていないのでぱっとは答えられません。

○浅羽専門委員 細かいデータは後ほどでも何でも構いませんので、今調査して、やはり大規模自治体のほうがそういう点ではうまくやれているところが多い、一方で小規模自治体はなかなかできていないというような、直感的にでもいいのですけれどもそういったようなものはある程度、集計されている中で確認がある程度できているということによろしいでしょうかね。

○事務局 図表2-1-9にもあるとおり、赤ポツが2期以上1者応札となっている案件ですが、金額の小さい、人口規模の小さいところのほうが、割合としては2期以上1者応札となっている案件が多いのかと、結果としてはそういうふうに見えております。

○浅羽専門委員 そうなりますと、今後、その小規模自治体をどうするかという問題と同時に、現状で例えばまだ民間委託をある程度の規模がありながらやっていない、あるいはやっても1者応札で続いてしまっているというようなところは、かなりいろいろと今回のアンケート調査などからも学べる点が多いのではないかと思います。ほかの好事例などを使えば、ある程度規模のあるところはすぐに改善できるのではないかと思います。

一方で、小規模自治体のほうは本当に相当抜本的なことを考えないと構造的な、先ほど委員からも広域という話がありましたけれども、それを人口規模の小さいところでも広域でできるかとか、考えなければいけないことが多いのではないかという、これは感想です

けれども、思ったところですよ。どうもありがとうございました。

○中島主査 では、谷口参事官、補足でお願いいたします。

○谷口参事官 浅羽先生、どうもありがとうございます。事務局から補足させていただきます。今回の調査で、先生の御指摘のとおり人口10万人未満の小さな自治体で契約金額も比較的低い、1億円以下の案件で2期以上1者応札が続いているという傾向が今回の調査で確認できたところでございますので、こういった構造的な問題を是正するためには、先生が御指摘のとおり広域化、あるいは包括業務委託といった方向性が有効なのではないかというような印象を受けたところでございます。

○中島主査 ありがとうございます。

では、ほかに御質問、御意見等ございますか。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明、どうもありがとうございました。それから、このたびはすばらしい調査をしてくださいまして、誠にありがとうございました。まず1点目でございますけれども、1ページ目の1-2、実施の概要の部分でございます。先ほど既に事務局様から御解説があったかもしれません。そうでしたらすみません。ここでございます回答団体数のところで、②で41事業者が回答率100%になっているのですが、上のほう見ると調査対象団体が約100事業者と書いてございますけれども、この辺りはどのように解釈すればよろしいでしょうか。

○中島主査 では、事務局お願いします。

○事務局 事務局です。こちらは、書き方が分かりにくかったかもしれなくて申し訳ありませんが、調査対象団体につきましては約100事業者を調査実施予定で、市区町村のほうに対象の御依頼をお願いしたところですが、実際に市区町村のほうから紹介があった事業者が41事業者しかありませんでした。その41事業者に対して調査をお願いしたところ、その全てから回答がいただけたということで100%という記載の仕方にしております。

○中島主査 よろしいですか。

○辻副主査 ありがとうございます。2点目でございます、14ページ目でございます。2-2-8で、入札に当たっての人材の確保の時期とございます。私、例えば私自身が入札、応札しようと思ったときに、人をいつ確保するのかという部分は悩むと思います。入札して落札できなかった場合は怖いと思いますので。それで、1点目のお伺いが、ここで言う確保の時期という言葉なのですが、具体的にどんな状況を確保というふうに当てはめて考えればよろしいのでしょうか。例えば必要な人材を全部、100人中100人雇ったとか、それから雇うとしても正社員なのかパートなのか、この辺りどのような考え方でこの確保という言葉は使われているのでございましょうか。

○中島主査 事務局お願いします。

○事務局 事務局です。後の問いの回答と連動していると思っております、こちらで言

うところの人材の確保については、この業務に充てられる人材を受注したとして必ず充てられる人材の確保という意味だと考えております。後の回答のほうに、確保した人材のほとんどが自社の常勤職員、または自社の非常勤職員となっておりますので、落札後、すぐに割り当てられる職員のことを人材を確保したという意味だと考えております。

○中島主査 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。あと1点だけお願いいたします。恐らく1者入札の状況を確認していて絶対に落札できるという自信がある場合には、恐らく早めに人材を確保するのかなとも思ったのですけれども、この辺り1者入札が予想されるような状況のパターンと、それから複数の入札が予想されるようなパターンにおいて、恐らくこの辺りの数値が変わってくるのかとも思ったのですが、その辺りのデータはお持ちでございましょうか。

○中島主査 事務局、いかがでしょう。

○事務局 申し訳ありません。そこまで細かくは今回の調査では聞いておりませんので、次期に民間事業者に対して調査を行うことになれば、その辺りも細かく聞きたいと考えております。

○中島主査 いかがですか。よろしいですか。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございました。

○中島主査 それでは、柏木専門委員、お願いします。

○柏木専門委員 御説明、どうもありがとうございました。今のこの報告書を拝見して私が最初に思ったのは、これは今後の事務改善に向けて、また、もっと将来の自治体の事務改善に向けてのためのベースとなる知見が得られるための報告書をつくるというのが目的だったと思うのですけれども、また、これはアンケート調査を行った報告書ということになると思うのですが、今まで各委員の方々からあのような御質問がたくさん出るというのは、残念ながらアンケート調査を行った報告書としての形になっていないということに尽きるのかと思います。

統計として、報告書としてつくらないと、皆さんたちが予算を使って、1年かけて実施された事業というものに対しての成果という意味では、不足があると誤解をされてしまう可能性があると思うので、まずは統計として母集団をはっきりさせる必要があり、回答を得られなかった数値も含めて何社に聞いて、そのうちの何社に回答を得られて、何社から回答を得られなかったのかというのは、堂々と載せて構わない話なので、そういうのははっきりさせないと、先ほどの委員の方々からの御質問というのが出続けてしまいますし、これをホームページに掲載するとなると、それを見た方々からも問合せが来るということになってしまうので、まずはどういうアンケート調査をやったのかということの概要をしっかりと書かれることが重要なのではないかと思います。それをやるだけでも随分改善されると思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

今回のアンケート調査は非応札事業者に聞ければ一番よかったということになるのだと

思うんですけれども、それは叶わなかったのですが、今後も窓口業務の、特に小さい自治体や過疎の自治体では、これからも問題になると思うので、聞きにくいと思うんですけれども、チャンスがある限りは非応札事業者にも聞くということは、引き続きやっていただくような方向でないと、本当の解決策というのが見出だせないのではないかと思います。自治体の中にはこの委員会の報告書を参考にしている自治体も多くあると思いますので、改善策というのはできるだけ追求していただけたらありがたいと思います。

それから、対象自治体のことについてなのですが、先ほどの浅羽委員の御質問にもありましたが、表の2-1-7とか、あと図の2-1-7で人口規模は示されているのですが、もう少しいろいろな属性があったほうがどこに問題があるのかというのがより分かりやすくなるかと思います。具体的には地域別ですとか、民間委託を出されている多い地域がどこにあるのかですとか、問題を抱えている自治体がどこに集中しているのかとか、そういったことも分かったほうがよりいいのではないかと思いますので、その辺りも付け加えていただけると助かります。以上です。

○中島主査 そもそもこれをどう評価するかということで、大変重要な御示唆をいただいたかと思えます。ありがとうございます。今の段階で事務局から何か答えられることはありますか。

○事務局 御提案いただいた概要の改善、また、もう少し属性をといる、現在の調査結果で修正できる部分についてはブラッシュアップしたいと考えます。以上です。

○中島主査 では、ぜひ引き続き具体的なアドバイスをお願いしたいと存じます。

では、川澤委員、よろしく願いいたします。

○川澤副主査 御説明ありがとうございました。1点質問と1点コメントなのですが、6ページの2-1-4で契約方法別の割合をお示ししていただいているかと思います。企画競争入札が一番多くとなっていて、次いで随意契約なのですが、企画競争入札も恐らく契約形態は随意契約になると思うのですが、この随意契約は少額随意契約であるとか企画競争入札以外の随意契約で締結しているという理解でよろしいのでしょうか。

○中島主査 いかがでしょうか。

○事務局 御承知のとおり、随意契約と企画競争入札については、企画競争入札も随意契約の一つではありますが、ここで言う企画競争入札は企画競争をやってその上位者と随意契約をやっていて、随意契約については企画競争をせずに随意契約をやっていてというふう聞いております。

○川澤副主査 ありがとうございます。企画競争の割合がすごく多いというのが意外に思ったものですから、一般競争入札の最低落札ではなくて、業務の提案の質を見ているというところは重要ではないかと思いましたので、ありがとうございました。

もう一つはコメントなのですが、最後の19ページの図表2-3-3で、新たな発想による改善として検討しているものということで、包括業務委託であるとか自治体DXというところで主な理由を具体的にフリーアンサーで書いていただいているのですけれ

ども、ここで書かれている内容というのは今まさに検討されているのと違和感なく拝見してまして、これも非常に重要な改革の進捗だと思いますので、いわゆる窓口業務を委託しているということと、この検討の内容というのが、併せて本当に改革の取組状況なのかと思いましたが、委託していなくてもこのぐらいの検討がなされているということも重要なポイントとして貴重な情報だと思いますので、その点だけコメントさせていただきました。以上です。

○中島主査 ありがとうございます。

それでは、和田委員、お願いいたします。

○和田専門委員 全体としてのコメントというか、5ページ目にあります民間委託している窓口業務の通算契約年数とかを見ると、かなり長い年数で委託しているところが多いとか、最初は競争があったのに最終的なところで1者になってしまっているというような状況というのが、こちらの資料から見て取れると思います。そもそも競争した中身というか、その結果が、委託費がどういう形で推移しているのか、たまたま2者、あるいは1者だけになった理由というのには、もともと委託費そのものが非常に急激な形で低く抑えられてしまった結果、そういうような状況を生んでしまったのかもしれない。できましたら、こういう2期以上1者応札になっているかどうかということだけではなくて、2期以上1者応札になっているような部分の具体的な中身ということで、委託したそのとき応札する内容についても調査があったら、それも明らかにしておいていただけるとありがたいと思いました。私からは以上でございます。

○中島主査 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、御意見を様々、頂戴いたしました。最初の説明で事務局からは、8年度については民間をターゲットにいろいろアンケートをして、公共との間の意識のギャップというものをいかに埋めていくかと、そのような視点で入札改善につなげていくような実態調査をやっていったらどうかというような提案があったかと思いますが、今皆様からいただいた御意見の中では、そもそも今回やったこのアンケートの内容をもっと課題がどのようなものなのかを分かりやすく出すために、整理の仕方というのをさらに工夫をした上で次に進むというのが大前提としてあったかと思えます。

それから、民間の皆さんの具体的な業務を掘り下げていくということについて、特段反対というような意見はなかったかと思うのですが、その前に今御意見あったようになぜ1者になったのか、公共団体側の状況をさらに掘り下げていくということも必要になってくるのではないかという御意見を頂戴したかと思えます。今回のこの調査のそもそもの目的というのは、多くの自治体、それぞれいろいろな事情がありますけれども、事情がある皆様の中でいかに競争性のある、こうした民間の力も借りながらよりよいサービスを提供していけるのかと、そうした課題に対応するための参考となるようなものということですので、受けた方も参考となるようなデータがしっかりと分かるような工夫をしていく

というのが大原則かと思えます。

ただいまいただきましたような御意見を少し整理していただいて、次の委託に行く前に、このような全体像として整理をしていきたいんだということを、もう一度委員の皆様にお見せいただいた上でやっていただくのがよいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしければ、まずそのような形で整理をしていただいて、その上で8年度についての具体的な委託の中身について、もう少しここを突っ込んだほうがいいというようなものも、御意見を頂戴しながら固めていくということにしたいと思えますが、若干スケジュール的に厳しいかと思えますので、事務局もかなり御負担かけますけれども、少しスピードアップをしてまたお諮りをいただきたいと思えます。

では、この議題については、以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続きまして議事3、公金の債権回収に関する法務研修、高知で開催をしたということでございますので、その報告について説明を事務局からお願いします。

○事務局 事務局でございます。それでは、公金の債権回収に関する法務研修報告書につきまして、御説明させていただきます。資料2でございます。

まず、今年度の取組についてでございます。地方公共団体における公金債権回収業務のさらなる推進を図るため、日本弁護士連合会及び各地域の弁護士会と連携し、公金の債権回収業務に関する法務研修を平成24年度から、コロナ禍の期間を除きまして、各地で開催してきております。なお、この研修の主催は平成24年度から27年度までは内閣府、平成28年度から令和元年度までは総務省、そして令和7年度以降につきましては日本弁護士連合会様が担ってございます。研修内容は、総務省及び開催地域の弁護士会における取組説明、弁護士による法令及び実務に関する講義、さらには自治体職員と弁護士をグループ分けした意見交換会、このような構成となっております。先ほどもございましたが、令和7年度につきましては高知県の高知市にて開催してございます。

次に、研修の概要についてでございます。開催日時は令和8年1月22日午後1時から午後5時まで実施してございます。対象地域につきましては、高知県の開催ではございますが四国4県幅広く周知させていただきまして、高知県のほか香川県、徳島県、愛媛県、4県を対象に実施してございます。参加自治体は99自治体のうち22自治体、参加された自治体職員は49名でございました。

次に、来年度予定している取組についてでございます。令和7年度の法務研修に参加しました自治体職員からのアンケートの結果では、参考になったというような肯定的な意見が大多数を占めてございます。このような結果を踏まえまして、令和8年度も引き続き法務研修を実施する予定としてございます。簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○中島主査 御苦労さまでした。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、また合図をしていただきまして、御発言をお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、川澤委員、お願いいたします。

○川澤副主査 質問なのですけれども、今回99自治体のうち22自治体が参加されたということで、回収率であるとか、かなり債権回収の業務の必要性が高い自治体の方に御参加いただけたとか、その辺りの状況というのはいかがでしょうか。

○中島主査 事務局、どうでしょうか。

○事務局 基本的には高知県内の自治体の参加がほとんどでございまして、特に人口規模の大きい自治体をはじめ参加いただいているところでもございまして、それ以外にも債権管理機構様に参加いただいているなど、基本的には債権回収に今苦慮しているだとか、職務経験年数の短い職員もいらっしゃるから学びたいだとか、そういった様々な方がいらっしゃいましたので、それぞれ目的は別かと思いますが、総じて債権回収を勉強したい、興味があるといった自治体様から参加いただいているものと存じております。以上です。

○川澤副主査 分かりました。ありがとうございます。恐らくどのぐらい債権回収の業務の必要性であるとか、長らく取り組んでおられてもなかなか難しい状況であるとか、状況が違う中で研修をまとめて実施するというのはなかなか大変だろうと思ったものですから、対象者に応じてグループ分けを工夫するですとか、ぜひ貴重な時間が有意義になるように工夫いただければと思います。以上です。

○中島主査 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

すみません、司会進行をやっている立場で恐縮なんですけれども、大変に小さな自治体の中ではいろいろな業務を1人で担っているということで、研修にも出られないという実態があるところはかなりあると思うんです。そうしたところでも本当にレアケースとして債権回収をしなければいけないといったときに、どうやっていけばいいのか全く分からない、そうした職員の方たちを抱えている自治体というのは、やはり小規模になればなるほどかなりあると思いますので、実際に参加をしてやるという研修にはなかなか出られない、ケースも大してあるわけではない、でもそういう知識は必要だ、そうした皆さんに対しての基本的な知識をどう提供できるか、そうした面も企画の中ではこれからニーズを捉えて考えながら、何かできる工夫があればやっていっていただくと、より多くの方たちに有意義なものになるのではないかと思いますので、御検討していただければありがたいと思います。

○事務局 来年度の開催に当たりましては、今いただきました御意見をもとに、日本弁護士連合会と相談させていただきながら、実施に向けて検討させていただければと思います。以上でございます。

○中島主査 ありがとうございます。

以上で今日の議事の関係は終了いたしますけれども、何か皆様から、この際ですので何か御発言ございましたらお願いをいたします。

事務局からは何かありますか。

○谷口参事官 特にございません。

○中島主査 特にないようでございますので、では、以上をもちまして今日の会議につきましては終了させていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

— 了 —